

5 第5回BSE対策検討会提出資料及び議事要旨

アルカリ処理された有機入り液状肥料の出荷等の一時停止措置の解除について

1 経緯・現状

我が国で初めてBSE患者が発生したことを受け、平成13年10月1日付け生産局長・水産庁長官通知「肉骨粉等の当面の取扱いについて」(別紙1)により、「肉骨粉等の牛への誤用・流用を防止するため、緊急的な措置として、肥料用の肉骨粉等及び肉骨粉を含む肥料の製造及び工場からの出荷の一時停止措置の要請を行う」こととされた。

この措置により、10月4日以降、肉骨粉等を含む肥料の製造ができなくなるとともに、それ以前に製造され工場等に保管されていた肥料の出荷もできなくなった。

その後、一部の肥料については、安全性の確保が可能として、解除されたものがあるものの(別紙2)、大部分は、現在に至っても出荷等停止措置が継続されたままとなっており、工場等の倉庫に残された大量の在庫に係る経費負担等が、各メーカーの経営を大きく圧迫する状況にある。

この間、業界団体等の関係者から、早期の出荷停止措置の解除や国による在庫の買上げ・処分の要請が繰り返し行われてきたが、解除等の見通しは立っていない。

2 今後の取扱い方向

出荷停止措置により、流通が滞留している肉骨粉等を含む肥料には、化成肥料、成形複合肥料、配合肥料、液状肥料等様々な形態があるが、液状肥料以外の肥料については、その製造工程においてBSEの異常プリオンを不活性化するための特段の処理がされておらず、使用方法によってはBSE感染源となる可能性も否定できないことから、BSE技術検討会において、肥料として流通させるべきでないとの結論が得られたところである。このため、これらの在庫肥料については、焼却等による適切な処分が必要と考えている。

一方、現在、出荷が停止されている液状肥料は、製造工程中のアルカリ処理(別紙3)により異常プリオンが不活性化されることが科学的に確認され、当該肥料のBSEに関する安全性がBSE技術検討会においても認められたことから、誤用・流用防止のため、以下の条件を付した上で、製造及び出荷の一時停止措置を解除することとしたい。

- (出荷等解除の条件 ・放牧地での施用禁止
・動物性たん白が含まれている旨の表示 等)

3 アルカリ処理された有機入り液状肥料がBSEの感染源となり得ないとする根拠

○ (独)動物衛生研究所において実施された安全性評価試験で、アルカリ処理がBSE異常プリオンの不活性化に十分な効果があることが確認されたこと。

異常プリオンを添加した試料に、液状肥料製造工程に準じたアルカリ処理を行い、処理後の異常プリオンの残存程度を調べたところウエスタンブロットでは異常プリオンは検出されなかった。

このことから、アルカリ処理により、ウエスタンブロットでの検出限界である $1/10^6$ 以下に異常プリオンが減少していることが確認された。

- 液状肥料製造工程のアルカリ処理は、厚生労働省の通知文書「特定危険部位を含むおそれのある牛由来原材料を使用して製造又は加工された食品の安全性確保について」で示されたWHOのBSE異常プリオン不活性化のガイドライン(水酸化ナトリウム(2モル濃度)をかけて、1時間以上放置)を上回るものであること。
- 液状肥料製造工程のアルカリ処理の他、原料製造段階においても、BSE異常プリオンの不活性化に効果的な処理が実施されていること。(肉かす：135℃・2時間の蒸煮処理、ゼラチン：酸、アルカリによる長期間の浸漬処理等)
- 以下の理由により飼料への誤用・流用は想定し難いこと。
 - ・液状肥料の主要用途は、施設園芸用であり、100～500倍に希釈後、灌水チューブを通して施用される場合が多い。(家畜等が接触する機会がない。)
 - ・形状(液体。飼料は粒状が中心)、包装形態(プラスチックケース詰め。飼料は紙袋等が中心)、誤用防止の表示等により、その流通、使用段階において飼料とは明確に区別ができる。

(別紙1) 平成13年10月1日付け生産局長・水産庁長官通知
「肉骨粉等の当面の取扱いについて」

(別紙2) 肉骨粉等の国内における製造及び工場からの出荷の取扱い

} 略

(別紙3)

有機入り液状肥料の製造工程の例

